

堺市同和行政協議会の見直しについて（議事運営委員について）

- ・議事運営委員について、必要と認められるときに設置できるように規則を改正する。

【現行】堺市同和行政協議会条例施行規則（抜粋）

（運営委員）

第6条 協議会に議事運営委員若干人を置く。

- 2 議事運営委員は、会長及び副会長のほか、委員のうちから互選された者をもって充てる。
- 3 議事運営委員の会議は、会長が招集し、議事を主宰する。